

容器包装リサイクル制度における べール品質調査の適正な実施について

平成 28 年 7 月 6 日

市町村 容器包装リサイクル法担当課長 殿

容器包装リサイクル制度におけるべール品質調査の適正な実施について

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室

容器包装リサイクル法の施行に関しましては、平素より、格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 10 条の 2 に基づく市町村に対する金銭（以下「合理化拠出金」という。）の支払いについては、特定分別基準適合物（以下「べール」という。）の品質を向上したものと認められる市町村に対して、再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して、支払われております。

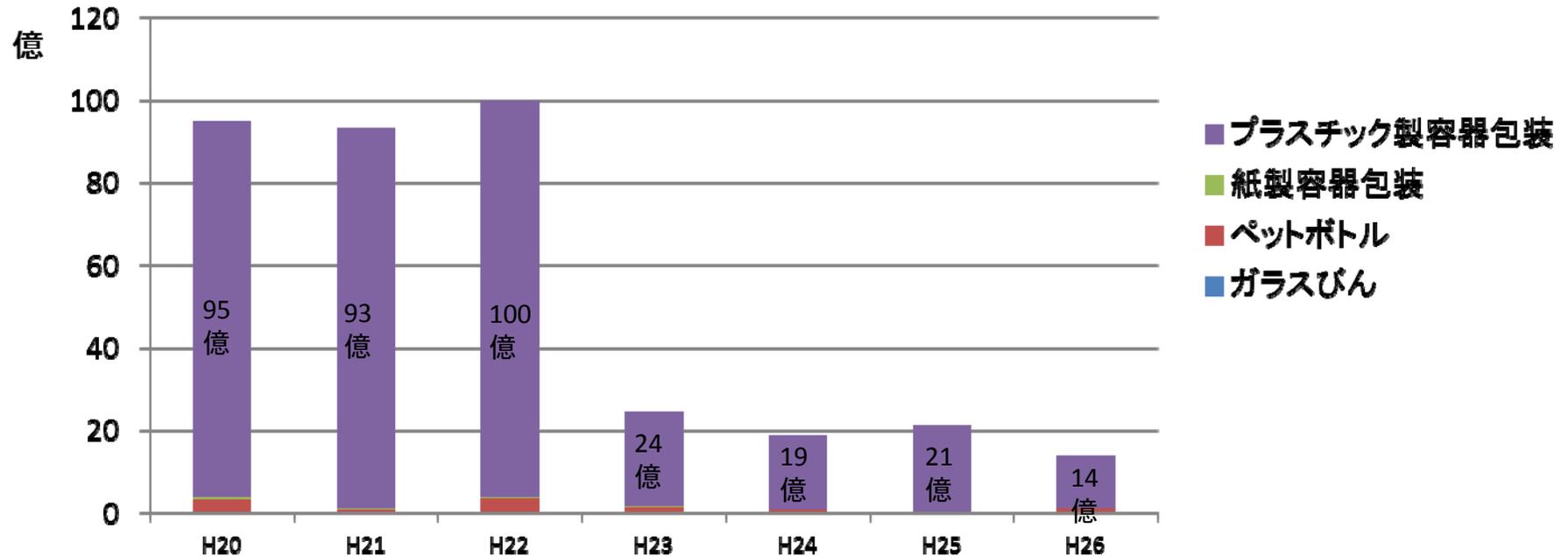
合理化拠出金の算定根拠となるべール品質については、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協」という。）が、市町村の御協力を得ながら、各市町村から再商品化事業者へ搬入されたべールを用いて厳正な調査を実施しているところです。

べール品質調査の適正な実施を妨げることがないように、容リ協は、再商品化事業者に対して、「べール品質調査の実施にあたって再生処理事業者から市町村に対しべール品質調査日程を事前に通知することは厳禁」である旨を通知しています。

市町村においても、再商品化事業者からべール品質調査の日程を事前に聞き取ることは厳に慎むべきであり、各市町村の御担当者におかれては、べール品質調査の目的と意義を再度御確認いただき、べール品質調査の適正な実施に御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。

資金拠出制度の状況及びその活用事例

■ 合理化拠出金額の経年推移



■ 合理化拠出金の利用例

○ 普及啓発費用に充当(神奈川県横浜市)

- 家庭ごみの分別排出の啓発や資源化等を担当する局の歳入予算として計上されている。
- 担当局では、分別排出の推進や資源化、普及啓発に関する事業等に利用されている。

○ アメニティ基金への積立(東京都東村山市)

- 天然資源の消費を抑制及び廃棄物の再資源化を図り、循環型社会の形成に寄与するためにアメニティ基金を設置。合理化拠出金拠出額も基金に積み立てる。
- 積み立てられた基金は、環境の保全、回復及び推進活動や、廃棄物発生抑制のための取組、廃棄物の再使用、再生利用に関する施設整備に活用。

合理化拠出金の在り方

- 合理化拠出金制度は平成20年度から施行され、平成26年度までに合計で366億円が特定事業者から市町村へ支払われた。平成20年度には95億円が市町村に対して支払われたが、平成26年度の拠出額は13.9億円となり、合理化拠出金の規模が縮小している。
- 合同会合においては、
 - 合理化拠出金制度は市町村の分別収集・選別保管業務の質の向上の取組に対するインセンティブとしての意義を果たしており、ベール品質の向上やそれに伴う社会全体のコスト削減の効果を継続させる観点から、今後も維持すべき。
 - 合理化拠出金を再活性化させ、引き続き市町村等の取組へのインセンティブにつながることを重要である。
 - 合理化拠出金の配分方法の工夫については、特定事業者の合理化分に対する配分も含め、社会全体のコスト低減につながる分別収集・選別保管の合理化やリサイクル事業に対する投資、各主体の連携や普及啓発に係る情報提供のための原資等として活用することも検討すべきである。との意見が見られた。
- 市町村においては、合理化拠出金を各主体の連携、普及啓発に係る情報提供、容器包装の3Rに資する取組等に積極的に活用されたい。